

## 石垣ロータリークラブ週報

: 今月のロータリーレート \$ 1=110 円:



四つのテスト  
言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなの為になるかどうか



地区ガバナー: 松坂 順一氏「研修と活性化」

◆クラブテーマ『ロータリーを楽しもう!』

国際ロータリー第2580地区  
今週のクラブ紹介

### 東京葛飾東ロータリークラブ

例会日時: 第1・第3・第5水曜日PM6:30~PM7:30

例会場所: しゃもなべ日本料理「須田」

～ 誕生 1972年5月 ～

#### クラブの理念

初代会長望月桓匡のことは「東京葛飾東ロータリークラブは東のはずれで小さなクラブではあるが水と緑を大切に、地域社会に密着した奉仕を行いましょ。」



#### バナーデザインの由来

東京葛飾東ロータリークラブは、名刹柴又帝釈天を中心に、東は江戸川の清流に接し、北は都内唯一の水元水郷公園を擁する東京都葛飾区の東部地区をテリトリーとして誕生したゆえ、このバナーは大森忠之先生が、帝釈天の老松の上に聳える本堂を中心に、江戸川の「矢切の渡し舟」と、水郷公園に咲き誇る「あやめ」を配して図案化したものである。水と緑の故郷をこよなく愛する当クラブの象徴として最もふさわしいバナーと云えよう。



大浜 一郎氏 7日 宮良 幸男氏 13日 大田 次男氏 14日 南波 正幸氏 29日

《3月の予定》 27日(水) 夜間例会 《4月の予定》 3日(水) ゲスト卓話

会長: 遠藤 正夫 副会長: 橋本 孝来 幹事: 池城 貞光 副幹事: 大田 次男

例会日 水曜日 12:30~13:30

例会場 アートホテル石垣島 (0980) 83-3311

事務局 〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4

TEL/FAX (0980) 83-2917

URL <http://ishigaki-rotary.jimdo.com>

E-mail [ishirota@ninus.ocn.ne.jp](mailto:ishirota@ninus.ocn.ne.jp)

《第30回3月13日(水)例会報告(通算2824回)》

ゲスト卓話

＜司会進行＞東上里 和広

ロータリーソング:手に手つないで 四のテスト

ソングリーダー:佐藤 智博

メイクアップ:仁開 一夫 南波 正幸 大浜 勇人 吉田 貴紀

小底 厚子 新 賢次 上原 晃子 小林 昌道 大瀨 達也

漢那 憲隆 宮良 幸男 佐久本 達 前原 博一

＜出席報告＞

会員総数:44名

出席義務会員:43名

出席数:27名

欠席数:16名

出席率:62.79%

通算出席率:52.71%(2月)

本日のニコニコ

\*遠藤 正夫:屋嘉先生 卓話ありがとうございました。

\*橋本 孝来:屋嘉先生 ありがとうございました。

\*今西 敦之:例会欠席お詫び



◆BOX ¥3,000 (累計¥140,000) ◆コイン ¥1,473 (累計¥73,029) 合計¥213,029

会長挨拶:遠藤正夫



今日は高校入試の合格発表です。私事ですが、バスケットの教え子が7名いまして一人は首里高校、二人が八重山商工、残り四人が八重山高校と全員合格したと先程連絡が入りました。素晴らしい事です。このシーズンは卒業式や入学式といろいろとあります。年度末で確定申告も終わりました。今日は屋嘉先生がお見えになっております。テレビやバラエティにも弁護士の方が出ているような意見を聞きますが奥が深いと思います。楽しいお話を期待しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

ゲスト卓話:屋嘉宗浩氏

屋嘉弁護士事務所



◆テーマ◆ 弁護士の仕事について

登野城で弁護士をしています屋嘉と申します。よろしくお願いいたします。今日の卓話について同級生の黒島さんからお話をいただきました。意外と弁護士の仕事について理解されていない方が多いと思いかと考へまして、幅広く弁護士の仕事についてお話ししたいと思ひます。弁護士になるまでには我々の世代ではまず司法試験に受からないと始まらないです。私の場合はかなり時間はかかりました。司法試験に合格すると弁護士、検察官、裁判官、法曹三者といひますが、それになる資格が与えられます。その後1年間、修習生といひまして研修みたいなものを受けます。私は修習生として大阪で裁判所、検察庁、弁護士事務所でお勉強させていただきました。たまたま弁護士事務所の先生がロータリーの会員でして、私も一度、大阪では有名なホテルの例会場に行った事があります。それから15年ほど経っていますが、ここ石垣のロータリークラブでお話しをさせて頂くと考へもしませんでした。修習生の卒業試験があり二回試験ともいひますが、合格率は90%以上と言われていて、よく言われるのがオリンピックのある年は合格率が悪いと言われていまして、私が受けた時もオリンピックの年でした。千人受けて落ちるのはだいたい10名位ですが、その年は40名ほど落ちました。合格発表とは違って、不合格

の人の番号が貼られます。自分の番号も貼られているかと心配しましたが、幸い合格する事が出来ました。弁護士は自由業ですので、自分でやってもいいですし、雇われるのもいいですが、裁判官、検察官は国家公務員になりますので採用の問題があります。特に裁判官は司法試験や修習生の成績が良くないと採用されません。裁判官や検察官は成績優秀で若くないとなかなか厳しいという事で、そこはあまり考えませんでした。組織よりも自分でやって行きたいという思いもありましたので弁護士しかないといい、平成16年に弁護士になりました。那覇の方で平成16年から22年までの6年間勤務しまして、平成22年6月に地元に戻って来て開業いたしました。今は様々な弁護士がいますが、大半の弁護士は裁判所に行って提出署名を書くのが多く、私の仕事も大半がそれです。大勢の弁護士がいる事務所では、裁判所には行かず特許関係や国際的なM&Aとの契約書類の作成やチェックだけをするそうです。日本にある弁護士法人の香港事務所に私の同期がいますが、その人も裁判所に行く事はないと仰ってました。

私が大阪にいた時の弁護士の先生は、裁判事件はいっぱい持っていましたが、民事事件だけで、刑事事件は持っていなかったもので、日本一の刑事弁護人を紹介すると仰って紹介をしていただきました。後藤先生といって大阪では有名な方です。その時の裁判官に後藤先生は凄い方なのでそのやり方を勉強するようと言われて、その先生も刑事事件をいっぱい持っていたので、私の面倒を見てくれるというのはなかなか無い事です。拘留所とかに接見に行くと5名も6名も接見して同時並行していました。接見しているところを見ていると被疑者が信頼しているという事が分かり、とても勉強になりました。刑事事件もありますが、民事事件が圧倒的に多いです。離婚、金銭、土地問題などの民事があります。基本的に裁判は法律に適応して判決で問題解決をしていきますが、事案によっては解決しないという案件もあります。典型例は身内の争いです。私が今抱えているのは、損害賠償の判決で金額は別として、貰えるという判決をもらっても身内の紛争が解決するどころか

激化する場合があります。そういう場合は家庭裁判所で親族間の調停というのがありますが、調停というのは結局、出頭するのも自由ですので、強制力が無いのです。今、準備はしていますが、相手が出て来なければ何も出来ないし、出て来ても話しかかみ合わないとなかなか出来ません。世の中、法律だけでは解決出来ない問題もあるかと思えます。児童虐待も弁護士や裁判所が関わる問題ですが、心理的な問題もありますので、法律も関わりますが、法律が全て解決出来る問題ではないかと思っております。最近では、ゴーンさんの事件がありますが、保釈を担当した高野先生は有名な方でして、ゴーンさんの弁護人になる前のブログで、保釈はなかなか認めない日本の刑事裁判は間違っていると書いてあり、その文章力の説得力は流石でした。おそらくその先生の文章の説得力で保釈を認めたのではないかと思えます。刑事事件で逮捕されたり拘留されたりするのは、急に逮捕されたりするので仕事や生活と様々で問題が生じます。保釈は事件の事実を認めている場合はいいのですが、認めてないときはなかなか保釈というのは許可されません。事件によっては一審があって控訴して 控訴審の判決前にやると認められたということもあります。それを考えると今回のゴーンさんの刑事司法の転換点になるのではないかと思います。

裁判所に出す書面ですが、前提として自分の依頼人と話しをしないといけないですが、これが一番悩ましいところではあります。依頼者というのは様々な方がいます。私が前いた事務所では金融機関の顧問先でした。金融機関からの仕事というのは、ある意味楽です。何故かと言うと、頭を整理し証拠も整理してきます。借用書やあらゆる証拠となり得る物を整理して持ってきますので楽ですが、一般の方はそうではない事が多いです。民事事件の場合は10年前20年前のことを遡ることもある案件があります。そうすると人間の記憶というのは覚えていないことや勘違いなどもあり、自分の都合のいいことしか覚えてないこともありますので、事実関係を整理するのに凄く時間がかかります。証

拠としての意識があまりないように思います。私が一番びっくりしたのは、1千万円のお金を貸したと言うので、借用書は？と聞くと無いというんです。これで裁判にした場合には相手方が借りてないと言った場合は負けますよと言うと、友人関係なのでそれはないと思うと。私も受けようか凄く迷いましたが受任しました。訴状を書いて最後の方に証拠を書きますが、証拠がないので証拠がない訴状を弁護士が書くのは非常には恥ずかしい事です。一度は受任しましたが、依頼者に書面を書いてはみましたが証拠がないのはどうしようもないけど、本当にいいの？と聞いたら大丈夫と言うからやってみましたが、相手方も借りたことは認めました。結局、いくら返済したのかが問題でした。借りた事を原告が証明しなければならないのですが、いくら返済したかは相手方が証明しなければならないのです。1千万円を借用書もなく、貸し借りする間柄ですから、どちらも返済について証明する領収証も無くて分からない事だらけで結局は和解で成立しました。重要なものは書類に残しておくという事です。10年、20年先まで残ります。しかし人間の記憶は消えます。

記憶よりも記録、記憶ほど曖昧なものはなく、重要なことは紙に残すということを日々感じています。あと、私は社会福祉法人若夏会の理事もやっております。それは仕事ではなくボランティアで行っています。社会福祉の現場というのは分からないですが、定款とかルールがありますので、その書類作りをやっており少しは役に立っているかと思います。年に3、4回かと思っていたところ月に何度かあり結構な頻度です。あとは市役所からも仕事の依頼があり、教育委員会のいじめ対策をやっていますが交通費もないので安全にボランティアです。私の母親が小学校の先生、父もPTAの役員をしていましたので、私は教育に関して縁があると思っています。沖縄本島にいた時も沖縄県の教育長が顧問先でしたので会議に行ったり、先生の懲戒の裁判のやったりと教育に関することは運命かと思っていますので、ずっと続けていくつもりです。市役所でしたら情報委員会や都市計画委員をしたりと、本業ではないのですが報酬を考えずにやっています。何でも屋みたいになっていますが、それが性に合っていると思っています。今日はありがとうございました。

### ～ 例会風景 ～



バナーのプレゼント  
屋嘉 宗浩 様  
卓話ありがとうございました。

今日のランチは和食膳  
美味しくいただきました。

